

## 平成27年度鳴門市いじめ問題等対策委員会 会議概要

- 【開催日時】** 平成27年11月5日(木) 15:00~16:30  
**【開催場所】** 鳴門市教育委員会 2階 会議室  
**【出席者】** 委員5名(1名欠席)  
事務局2名  
傍聴者 なし

### 【会議概要】

- 1 開会
- 2 (1) 教育長あいさつ  
(2) 自己紹介
- 3 議事  
(1) 役員選出について(案)  
(2) 組織等について  
(3) 協議  
(4) その他
- 4 閉会

### 【会議資料】

- (資料1) 平成27年度鳴門市いじめ問題等対策委員会  
(資料2) 重大事態発生時の鳴門市いじめ問題等対策委員会の動き、教職員の初期段階の役割分担(案)  
(資料3) いじめの緊急対応について(委員長作成)  
(参考資料) 鳴門市附属機関設置条例(抜粋)  
鳴門市いじめ防止基本方針

### 【事務局】

役員選出について

委員長あいさつ

鳴門市いじめ問題等対策委員会の組織、役割、活動内容等について説明

### 【委員長】【意見交換】

鳴門市において、重大事態が起こらないように我々は取組を推進していかなければならないが、万一起こった場合には、委員の方には調査の方針、アンケート調査の項目、分析等に協力していただくこともあると思う。

#### 【名古屋の中1いじめの事案の最新の情報提供】

学校規模は500名程度。最初の会見で「いじめは確認されていない」との発表であったが、アンケート調査の結果、いじめを見聞きした生徒が約80名出てきている。そのうち直接現場を見た生徒が20名もいる。その他60名はいじめられているのを聞いたことがあるという内訳である。態様については、部活動内で冷やかし、悪口が54件、嫌なこ

とや危険なことをさせられたが32件、仲間はずれ、無視が11件という内容なので、警察に訴えたとしても、警察も対応が難しいような状況。しかし、無為無策というわけにもいかない。このようなことも含めて、対応していかなければいけない。このようなことが報道されると、連鎖することが多いので、我々としてもしっかりとした対応をしなければいけない。

鳴門市の現状について、それぞれの委員の方の立場からのご意見を伺いたい。

まず、警察へはいじめの相談がどれくらいあるのか。また、そのような相談があれば、警察ではどのように対応しているのか伺いたい。

#### 【A委員】

いじめの相談は警察の方へも何件か寄せられている。本人や保護者が相談に来る場合や、学校の先生と一緒に相談に来る場合もある。その中で、事件性のあるものについては、立件していく方向である。ただ、様々な制約が伴うこともあるので、普段、我々が取り扱っている、個人対個人のような対応とは異なることが多い。また、暴力行為等により、傷を負った場合などは立件しやすいが、いじめの場合は長期間続くことが多いため、どの行為により、身体に傷を負ったかの判断が難しいことが多い。

相談に来る方は、最終手段として警察へやって来ることが多いので、はやい段階から、相談に来てくれる方が、警察としても対応しやすい。その点もお願いしておきたい。

#### 【委員長】

中学校の状況を伺いたい。

#### 【B委員】

いじめの認知については、教職員が認知している事案の他に、保護者からの相談で認知することもある。そのような相談があれば、学校としては、まずは、話を真摯に聞き、いじめかどうかを学校が判断するのではなく、いじめであるという認識の下に事態の把握に努めている。学校では早期対応が重要であると考えている。そうしなければ、潜在化していくのがいじめである。ただ、事実確認が困難なケースもある。そのようなことを保護者に説明をしたときに、行き違いが起こることがある。

先ほどの教育長のあいさつの中にもあったが、最近はインターネットやSNSによってのトラブル、友人関係が悪くなるケースが多くなっており、個々の対応に努めているが、我々大人からはますます見えにくくなり、その対応に追われるとともに、対応の難しさを感じている。

#### 【委員長】

小学校の現状はどうか。

#### 【C委員】

小学校の現状も中学校とよく似ている。保護者からの相談、情報が寄せられると当該児童から話を聞き、聞き取った内容を双方の保護者に説明をして「今後お互いがよりよい学校生活を送れるためには」ということを念頭に置きながら対応している。

以前勤めていた学校でのことではあるが、保護者が時系列にまとめた記録をもって相談に来たことがある。学校では、日々の指導に追われて、多忙ではあるが、児童の指導記録を詳細に残していくことが大切であるということを感じた。

#### 【委員長】

D委員はいがかでしょうか。

#### 【D委員】

重大事態で傷害であるとか、恐喝などの場合は対応しやすいが、先ほどの委員の意見にもあったが、例えば、複数の人間がいじめに関わり、傷害や恐喝などといえない内容である場合、いったい「誰が」「何が」決定的な要因を与えたのか、判断が難しい場合もあるのではないかと考える。

いじめの認知、早期対応は先生方に被害児童生徒、加害児童生徒からよく話を聞いていただいてことにあたっていただくことが大切なのではないかと思う。先ほどの意見の中にもあったが、事実確認が困難なケースなど、そのあたりの対応で学校現場の苦勞を感じる。日頃から保護者との連絡を密にするとか、信頼関係を築いておくなど、普段の児童生徒、保護者との関わりも大切なのではないか。

アンケート調査や普段の観察により、いじめが認知されたときに、いかに迅速に、組織的に対応していくことが大切なのではないかと考える。そのために我々もサポートしていくところはしていかなければならないと考えている。

#### 【委員長】

県の審議会の場合、いじめの事例について、ケース会議を行った場合もある。そのような方法もあるが、まずはポイントを押さえて、どのように対応すればいいのかということを考えてみたい。本日は、資料を準備しているので説明をさせていただく。

「鳴門市いじめ問題等対策委員会」では、このようなことを協議しているということ、校長会等で報告、資料配布をしていただいてもかまわない。

この資料は「日本生徒指導学会」でいじめの緊急対応について、私の方で作成したものの一部である。

#### 「いじめ防止対策推進法」についてポイントの説明

いじめとは一定の人間関係にあるということがキーワードとなる。子どもの集団だけでなく、大人の集団、人が集団で集まるところに起きる病である。

あるいじめ関係の書物の中には、「教室の病」といういい方をする。学校にクラスがあるからこのようなことが起こるのだと極論をいう学者もいる。私は、賛同はしないが、一理はあっている。教室、職場もそうであるが、そこで心身の苦痛を訴える。一定の人間関係ということであるが、最近の傾向として、そこにインターネットが入ってくる。そうすると不特定多数になるということで、対応が難しくなっている。

もうひとつは、関係者には責務がある。残念ながら我々はなかなかいじめを根絶できない。学校でいじめが起きたら、最終的にはその学校の教職員に課題がある。それは、教職員に予見義務があるということである。教職員は他の関係者よりもいじめの予見義務と、抑制注意義務が生じているということを知覚しながらことにあたらなければならない。

先ほどの委員の発言の中にもあったが、児童生徒が「つらい」と訴えてくれば、いじめとして捉え動いていかなければならないということである。

#### 「重大事態の対処」

次に、重大事態とは、いじめ防止対策推進法、基本方針の中に規定されている。日本は

法治国家であるので、法に触れるような問題であるが、それに限らず、いじめを原因として、解決が困難になっている事案と捉えてもらってもかまわないのではないかと。重大事態が起こったときには、「調査をしなければならない」「調査したことについて、「情報を提供しなければならない」「再調査をしなければならない」ということである。

#### 「個々のいじめに対して学校が講ずべき措置」

本対策委員会は、いじめの予防ということが、最大の役割であるので、次のところをご覧いただきたい。個別のいじめに対して、講ずべき措置は何なのか。

##### ① いじめの事実確認・・・正確さ・迅速さ

どの学校でもアンケートを行っているが、アンケートの結果を受けて、レスポンスをすることが基本である。レスポンスを繰り返しているとアンケートに正直な回答が寄せられる。レスポンスがなければ、アンケートは意味をなさない。私のこれまでの経験では、レスポンスのあるアンケートは正確であり、レスポンスのないアンケートは形骸化されていく。例えば、子どもたちに「あなたは今週、人をいじめたことはありますか」というアンケートをとってもいいと思う。「いじめたことがある」と答えられる児童生徒がいる学校はある意味たいした学校であると思う。そして、事態が深刻化する前に加害児童生徒の保護者に「このままでは、重大事態になる可能性もある」ということを話していく時代が来ているのかも知れない。

他県の荒れている学校から、先生方が相談に来ることがある。その時、学校の先生には詳細な記録を残しておくことを伝えている。このことは、いじめへの対応についてもあてはまることである。

##### ② いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援・・・親身になって

##### ③ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄署との連携も重要である。

##### ④ 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置・・・毅然と

あまりにもひどい場合には、出席停止も考えなければならないのではないかと考える。出席停止にした場合、家庭に任せきりにするのではなく、教育委員会の一室とか、公民館で、教員や教育委員会の指導主事が徹底的に関わっていくことが本来の出席停止のあり方である。物事は2週間から3週間で習慣づいていくので、どのような関わりをしていくのかも検討しておく必要がある。

#### 「大人のいじめ対応」

##### 大人のいじめ対応の姿勢五カ条

(委員長作成、2006年10月22日朝日新聞全国版掲載)

- ① いじめられっ子に非なし（どんな場合でもいじめられっ子に寄り添う）
- ② 周辺こそがいじめの元凶（いじめる子より周りの子への働き掛けが大切）
- ③ 昨日と違うちょっとした様子こそが発見の決め手（深刻な時ほど子どもは訴えないので、それに気づく感受性が必要）

- ④ いじめの輪から新たな輪へ（既存の集団と異なる新しい集団や世界を提供する）
- ⑤ いじめっ子だって泣いている（いじめっ子の抱えるストレスにも目を向けて）

#### 「いじめのプロセスモデル」

我々は、介入のところで苦悩している。警察と連携するときは、「危機対応」「危険介入」というところまでいっている。学校は前段階の「いじめの芽」というところで対応しなければならない。

#### 「各国の被害経験率」

日本は傷害など、暴行的ないじめは、イギリス、オランダ、オーストラリア、ニュージーランドと比較すると少ないが、高頻度（繰り返し）と長期化というのが特徴的で、他国と比較してもとても高くなっている。このことが人権教育の必要性が叫ばれている根源である。日本がこのような状況から脱却していくためにはどうすればいいのか。これを解き明かすデータが傍観者の推移に表れている。イギリスやオランダは中学1年、2年生になると、傍観者は減少していくが、日本の場合は、学年が進むにつれて増加傾向になる。更に、仲裁者の推移を見ると、イギリスは増加、オランダは横ばいであるが、日本は減少していく。日本の場合、「人と関わらなくなることが成長である」

傍観者を減らし、仲裁者を増やすことがいじめ根絶へのキーワードである。

何かあったら相談できるような体制づくりを学校、教育委員会、本対策委員会が連携しながら考えていく必要がある。

今年は、いじめを苦にした児童生徒の自殺が多く起こっている。この時期だからこそ、鳴門市としては、ひとつの手段として、人権教育の充実を押し出してみたいのではないか。

関西圏のある学校の先生から、ネットいじめの相談を受けていた。男子生徒がある生徒の身体的な特徴を写真に撮り、それをSNSを通じて、仲間へ送信したが、自分の行為の愚かさに気づき、翌日には自ら削除をした。ところが、その写真は200名以上に拡散していた。その学校では、本人、保護者に半年がかりで、削除要請をした。徹底的に取り組んだことにより、その後、その学校ではSNSでのいじめはなくなっている。

身体的な特徴等をSNSに書き込んだことによって警察は介入しにくく、学校対応が基本となる。学校はそのあたりの対応に追われるとともに、対応が難しくなっている。

これらの話を踏まえ、今後の動き、取組について、委員の方の意見を伺いたい。

#### 【B委員】

今の話の中で、日本の場合、傍観者、見て見ぬふりをする子どもが多いのがデータから明らかになっている。いじめが起こったとき、事実確認をする上で、最も労力を要するものが、傍観者からどのようにして話を聞き出すかということである。傍観者から仲裁者へ変えていく必要性について痛感した。

#### 【C委員】

データから分かるように、日本の場合、人と関わらなくなることが成長という状況を何とかしなければならぬと感じた。

#### 【A委員】

委員の中で、私だけが教育界以外の人間である。素朴な疑問であるが、一点質問したい。

いじめを苦にした自殺等が起こると、記者会見等で教育委員会や校長が「いじめはない」というようなコメントをすることが多いがそれはなぜなのか。

【委員長】

B委員どうですか。

【B委員】

先にも述べたように、私の学校では、「いじめである」という認識の下に対処している。多くの学校でもそのような認識で対応していると思うが、記者会見等の時点では、きちんとした事実確認ができていないということもあるのではないか。

【事務局】

名古屋の事案を例に挙げると、1日の夕方4時頃に自殺をして、翌2日に市教委が「いじめは確認できていない」と発表している。その間に、事実確認ができていないため、そのような発表になるのではないかと推測される。

【A委員】

実際はそうかなのかもしれないが、「このような重大な事態が起こったので、いじめの可能性を含めて調査をする」という姿勢でもいいのではないか。

【B委員】

「現時点では、いじめの事実を確認できていない」というコメントをすべきであると思う。「いじめはない」というかたちで発表して、後の調査でいじめが出てくるから、保護者や市民の信頼を失っているところもあるのではないか。

【D委員】

事実確認ができていない時点で、いじめの可能性を示唆すると、犯人捜しに発展することも危惧され、そのようなかたちの発表になるのではないかと個人的には感じている。

【B委員】

いじめに対しては、校長を中心に組織として対応するようになっている。しかし、組織対応の前段階の報告・連絡・相談という基本的なことができていないこともある。

先ほどからいっているように、学校としては「いじめである」という認識の下に対処しなければならないと考えているが、対応と発表は別問題として考えていく必要があるのではないか。事実確認ができていない段階で「いじめである」ということをいってしまうと、教職員、生徒、保護者に与える影響等も考えているのではないか。

これまで学校現場では、いじめの件数は少ない方がいいというような考えが一般的であったが、いじめを積極的に認知し、早期に対応することが大切であるという意識改革が必要であると考えている。

【D委員】

いじめがあったことが問題ではなく、いじめを隠蔽することが問題なのではないか。

【B委員】

そのような背景があったからこそ「いじめ防止対策推進法」が制定されたのだろう。

【D委員】

先ほど出てきた出席停止のことであるが、教育委員会でも、出席停止措置期間中の児童生徒の指導のあり方、学習支援等についてマニュアルのようなものを作成しておく必要がある。

#### 【委員長】

いじめは、警察として立件しづらいが、被害児童生徒の心は深く傷つき、保護者は非常に不安を感じる狭間にあるものである。

いじめは日本だけでなく、世界各国どこの国でも起こっている。しかし、日本と外国の違いは、外国は、成長するにつれて、傍観者が減少し、仲裁者が増加する。日本の場合は傍観者が増加し、仲裁者が減少する。ここが問題なのである。

また、歯止めになるようなことも必要なのではないか、一人の子に対して徹底的にいじめを行うような児童生徒に対しては、出席停止、殴ったり、怪我をさせたような場合は、警察に被害届けを出すというような毅然とした対応も必要となってきた。また、被害児童生徒に対しては、絶対に自ら命を絶つようなことがないように徹底的に守り通す姿勢を我々大人が示すことが大切である。

今の子どもたちの中には、「ここで自分という存在が消えたら、みんなが私のことに関心を持ってくれるだろう」という子どもが結構いる。以前に自殺の可能性のある子どもたちの相談に関わったことがある。家にはロープ等自ら命を絶つようなものを準備していた。このような子どもたちに対して、どのようなケアをしていくのかも考えていく必要がある。

今日の対策委員会で協議した内容を、校長会等で報告していただき、学校現場と「鳴門市いじめ問題等対策委員会」とが連携して対応していける体制を構築していきたい。

その他、何かご意見はないか。

#### 【D委員】

いじめの未然防止には人権教育が重要である。「人の嫌がることはしない」というような人権教育も大切であるが、傍観者を少なく、仲裁者を増やすためには、「勇気をもっていじめを止める」「勇気をもって自分の人権を守る」「勇気をもって他人の人権を守る」行動化、実践化していく人権教育を推進していく必要性を感じる。「勇気をもって仲裁した子を勇気をもって守る」というような関係づくりをしていくことが大切である。

#### 【B委員】

まさにその通りだと思う。人権教育を進めて、自己肯定感を養い、自分を大切にすることが、人を大切にすることにつながる。また、日本では学年が進むにつれ、人と関わらないというデータとなっているが、自分の悩みを人にいえるということが解決につながっていくのではないか。「私困っているから助けて」といえるような仲間づくり、学校づくりを人権教育によって構築していく必要があると考える。

#### 【委員長】

「困っているから助けて」といえる、学びにおいても「分からないから教えて」といえるような雰囲気作りが大切である。

手法としてはいろいろある。映像教材を使ってまずは子どもの心を揺さぶる。弱者に対してのボランティア活動を行う体験的な活動などの方法がある。

また、児童会、生徒会の盛り上げが大切である。児童生徒が主体となった取組は効果的である。

他にご意見はないか。ありがとうございました。事務局から協議していただきたい内容があるようなので事務局お願いします。

**【事務局】**

重大事態が起こったときの「鳴門市いじめ問題等対策委員会」の役割、動きについての説明、協議。

**【委員長】**

今の説明に対して何かございませんか。

**【D委員】**

このかたちでお願いしたい。重大事態というのは国の基本方針、市の基本方針の中に定めているが、解決困難な問題が起こりうる可能性もある。その場合、委員長に相談をして、臨時にこの会議を開催するというような柔軟な対応をお願いしたい。

**【委員長】**

学校で対応可能なものは学校で対応していただくのが基本であるが、解決困難な問題については、重大事態として取り扱うようなことも考えておかなければならない。

**【B委員】**

通常の場合、保護者から聴き取りを行う場合、複数の教職員で聴き取りを行っている。重大事態が起こったとき、初期段階から保護者の聴き取りに教育委員会や委員の方に同席してもらうことは可能なのか。

**【委員長】**

学校と教育委員会との協議の中で、教育委員会の担当者が同席することも可能である。ただ、保護者が教育委員会や学校に不信感を持っている場合には、私のような第三者的な立場にある者が同席することも考えられる。

**【D委員】**

重大事態であるないに関わらず学校としては組織で対応していただく、重大事態が疑われる場合は、教育委員会としても組織で対応していく。そこでお互いが連携をして、対処していく必要があると考えている。

**【委員長】**

そこで、法的な判断が必要な場合はA委員にも入っていただいて対応していくことになる。

**【事務局】**

学校の教職員の初期段階の役割分担の説明、協議。

**【委員長】**

長時間ありがとうございました。以上で、平成27年度鳴門市いじめ問題等対策委員会を閉会いたします。